

令和5年第1回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和5年1月25日(水) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後1時30分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後2時25分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信	議事参与制限委員数	2名	傍聴者数	1名				
出席した事務局職員		事務局長：堀口 二三夫 事務局長補佐：高橋 和宏 主事：渡辺 玲香							
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	松原 良治	○	9	藤牧 重徳	○	推4	西口 学	○
	2	原口 幸雄	○	10	坂本 等	○	推5	福嶋 志信	○
	3	長谷川 隆	○	11	野村 清太郎	○	推6	安達 彰	○
	4	四方田 芳泰	○	12	佐藤 文雄	○	推7	町田 貴	欠
	5	町田 雅文	欠	13	櫻澤 泰信	○	推8	伊藤 光雄	○
	6	松本 由紀子	欠	推1	金井 豊	欠	推9	筑 幸広	○
	7	関根 豊	○	推2	堀内 康男	○	推10	新井 美範	○
	8	木村 豊	○	推3	金井 眞澄	○	推11	須川 朋和	○

会議進行状況

会議事項	発言者	顛末
開 会	事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。 農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。</p>
議 事	議 長	<p>ただいまから、令和5年第1回農業委員会の総会を開会したいと思います。 出席委員は、13名中11名の出席です。定足数に達していますので総会は成立いたします。 それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。</p>
議事 日程第1 議事録署名人及び書記の 指名について	議 長	<p>日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行います。 神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名人を指名します。 議事録署名人は、4番 四方田委員、8番 木村委員をお願いいたします。 書記は、事務局の高橋君、渡辺君を指名いたします。</p>
日程第2 第1号議案 農地法第3条の規定による 許可申請について	議 長	<p>続きまして、日程第2に移ります。 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。 農地法第3条第1項の規定により、別紙許可申請に対する処分を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。申請地につきましては議案書4ページの位置図、5ページの案内図をご覧ください。 申請地の現況については、違反等もなく適正に管理されておりました。 受人は〇〇地内にお住まいで、主に露地野菜の栽培をしております。 農業用機械はトラクター、軽トラックを1台ずつ所有しており、夫婦で農作業をしているとのことでした。</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第3 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について</p>	議長	<p>申請理由としましては、渡人の自宅に隣接している受人所有の土地と貸家を渡人に譲り渡す代わりに、受人の自宅前にある申請地を譲り受ける話がまとまったことから今回の申請に至ったものです。説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
	議長	<p>申請番号1番の地区担当委員は私ですが、事務局説明のとおりで意見はありません。それでは質疑に入りたいと思います。申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 〔質疑なし〕</p>
	議長	<p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。第1号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、第1号議案1番については原案のとおり許可といたします。</p>
	議長	<p>続きまして、日程第3に移ります。第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。農地法第4条第3項の規定により、別紙許可申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書7ページに記載のとおりです。申請地につきましては、議案書8ページの位置図、9ページの案内図をご覧ください。 申請地の現況につきましては、2アール未満の農地を農業用施設に供する届出がされており、既に農業用倉庫が設置されているため、耕作はされておりませんが違反等は確認できませんでした。 申請地は住宅が密集する集落の中にある生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することで当該事業の目的を達成でき</p>	

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第4 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</p>		<p>る場合は許可できませんが、本案件では周辺に代替できる土地は無いものと思われま す。 申請人は申請地に隣接する家に居住しておりますが、敷地が狭く駐車スペースが無いため、自宅敷地を拡張し駐車スペースを確保する計画での申請となります。詳しくは10ページの土地利用計画図をご確認ください。 なお、申請地は既に2アール未満の農業用施設として利用していることから、駐車場整備に要する費用は掛からないとのことでした。 説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
	議 長	<p>申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があれば申し上げます。</p>
	関根委員	<p>特別問題はないと考えております。</p>
	議 長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。 申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 〔質疑なし〕</p>
	議 長	<p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。 第2号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第2号議案1番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p>
	議 長	<p>続きまして、日程第4に移ります。 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。 農地法第5条第3項の規定により、別紙許可申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するも</p>

会議事項	発言者	顛末
	事務局	<p>のです。事務局は1番の説明をお願いします。</p> <p>申請番号1番についてご説明いたします。</p> <p>土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書12ページに記載のとおりです。申請地につきましては、13ページの位置図、14ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況につきましては、耕作している様子はありませんが保全管理はされており、違反等は確認できませんでした。</p> <p>申請地周辺は住宅等が点在しておりますが、西側には整備された優良農地が広がっていることから、農地区分は第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は原則許可されませんが、本案件は住宅を集落に接続して建設するものであり、農地法施行規則第33条第4号に定められる例外規定に該当するものと思われま。</p> <p>譲受人は〇〇のアパートで暮らしておりますが、子どもの成長により手狭であることから、実家に隣接する申請地を購入し、自己用住宅を建設する計画での申請となります。詳しくは15ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、住宅建設に要する資金は自己資金と借入金で対応とし、金融機関発行の残高証明書と住宅ローン審査結果書が添付されております。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
	議長	<p>申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p>
	原口委員	<p>1種農地ですが緑道沿いで宅地に隣接する農地です。問題はないと思います。</p>
	議長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>

会議事項	発言者	顛末
	議 長	<p>〔質疑なし〕</p> <p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第3号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第3号議案1番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。続けて、事務局は2番の説明をお願いします。</p>
	議 長	<p>申請番号2番についてご説明いたします。</p> <p>土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書12ページに記載のとおりです。申請地につきましては、16ページの位置図、17ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況につきましては、少し前までは荒廃し樹木が生い茂っていましたが、現在は全て伐採され綺麗な状態になっております。</p> <p>申請地は小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することで当該事業の目的を達成できる場合は許可されませんが、本案件では周辺に代替できる土地は無いものと思われま</p>
	事務局	<p>譲受人は〇〇地区で不動産業を行っている法人で、顧客の要望に応えるため土地を探していたところ、申請地の売買の話がまとまったため、申請地に貸事務所や貸倉庫等を建設し、顧客に貸し出す計画での申請となります。詳しくは18ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、事業の実施にあたり、開発協議について建設課と調整済みとなっております。</p> <p>また、事業に要する資金については全て自己資金で対応とし、金融機関発行の残高証明書が添付されております。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
	議 長	<p>申請番号2番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p>

会議事項	発言者	顛末
	長谷川委員	<p>現地を確認しましたが綺麗になっております。昨年、向かいの農地に営農型太陽光ができましたが、間に水路があるのが気に掛かりますので、申しあげさせていただきます。</p>
	議 長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。 申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>
	佐藤委員	<p>この水路について、開発協議会では何か問題になっておりますか。</p>
	事務局長	<p>開発協議会では特に質問等はありませんでしたが、申請者の方から水路の流れを阻害しないようしっかり申請地を管理すると説明がありました。</p>
	長谷川委員	<p>建物の高さはどれくらいですか。</p>
	事務局 事務局長	<p>事務所が2階建てになりまして7.1m、倉庫が約8m、詰所が約3.4mとなっております。 開発協議会では営農型太陽光の邪魔にならない設計と説明がありました。また、近隣の方の同意もいただいているそうです。</p>
	長谷川委員	<p>申請地の上は町所有の山林なのですが、そこも綺麗にしていただけたらと思います。</p>
	事務局	<p>町でも現地確認の際に把握しておりまして、建設課と総合政策課で対応するようです。</p>
	坂本委員	<p>水路は建設課の管轄と思いますが、ため池も上の方にありますので、対応を考えたほうが良いのではないですか。どんな構造の水路ですか。</p>

会議事項	発言者	顛末
	事務局	申請地の南側にある家の横からはヒューム管が埋設されておりますが、申請地沿いについては素掘りといえますか、土のままの手つかずの水路です。この水路に関しては建設課も現地を確認しておりますし、農業委員会では対応できませんので、建設課の判断に任せたいと思います。
	長谷川委員	実際には少し崩れたような箇所もあり補修したこともあります。どこまでやるかというのも難しいとは思いますが、坂になっていて水も出るところなので問題の無いようにしてもらえればと思います。
	坂本委員	建物の部分以外の敷地は舗装ですか。雨水の処理はどうなっていますか。
	事務局	敷地は舗装となっております。雨水については集水桝を設置し敷地内で浸透処理となっております。また、敷地を囲うようにフェンスも設置する計画です。
	議 長	ほかにご意見はありますか。無いようなので採決に移ります。
	議 長	第3号議案2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕
	議 長	全員賛成ということで、第3号議案2番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。続けて、事務局は3番の説明をお願いします。
	事務局	申請番号3番についてご説明いたします。 土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書12ページに記載のとおりです。申請地につきましては、19ページの位置図、20ページの案内図をご覧ください。 申請地の現況につきましては、雑草が生い茂り耕作している様子はありませんが、違反等は確認できませんでした。

会議事項	発言者	顛末
	<p>議 長</p> <p>佐藤委員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>申請地は宅地や雑種地が密集する集落の中にある生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と判断いたしました。</p> <p>第2種農地の転用は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することで当該事業の目的を達成できる場合は許可されませんが、本案件では周辺に代替できる土地は無いものと思われま</p> <p>譲受人は、〇〇市〇〇区に本社を構え、主に再生可能エネルギー発電事業を行っている法人で、申請地に非FIT型の太陽光発電設備を設置し、親会社で小売電気事業者の株式会社〇〇へ売電する計画での申請になります。詳しくは21ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、事業に要する資金はすべて自己資金で対応とし、金融機関の残高証明書が添付されております。説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号3番について、地区担当の委員からご意見があれば申し上げます。</p> <p>申請地の道向かいは2年程前に大きな太陽光設備になっているほか、周辺にも太陽光や住宅があります。渡人に話を伺ったところ、このエリアはトラクターで埃がたつと周りの住宅の方から苦情が来るようで、耕作しにくいということでした。周辺には植木の養生地はありますが、耕している人はいない状況です。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号3番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p> <p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第3号議案3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第3号議案3番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたしま</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第5 第4号議案 神川町農用地利用配分計画（案）について</p>	<p>議長 議長 事務局</p>	<p>す。</p> <p>続きまして、日程第5に移ります。</p> <p>第4号議案 神川町農用地利用配分計画（案）について を議題とします。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。</p> <p>なお、7番関根委員と須川推進委員は議事参与の制限に該当しますので、別室で待機をお願いします。</p> <p>〔関根委員・須川推進委員退室〕</p> <p>それでは、事務局は説明をお願いします。</p> <p>議案書23ページをご覧ください。本計画は、前回の総会でご審議いただきました集積計画で、埼玉県農林公社が借り入れた農地を耕作者へ配分するものです。</p> <p>新規配分するものが102筆166,653㎡、再配分するものが16筆22,783㎡、合計118筆189,436㎡となっております。</p> <p>このうち、新規配分の1筆については分割して2筆扱いで配分する計画のため、実際の筆数は101筆となります。19番と70番が同一筆です。</p> <p>新規配分の内訳としましては、本年度の重点地区である植竹・元阿保・八日市が55筆93,295㎡、個別推進によるものが47筆73,358㎡となっております。</p> <p>なお、35ページの1番から39ページの42番については、〇〇株式会社の裏作による期間借地によるものです。</p> <p>件数が多いため、町外の新規の方など、主だったものについて説明をさせていただきます。</p> <p>28番は〇〇市にお住まいの方で、コンニャクの栽培を行っているとのこと。農業用機械はトラクター、管理機をそれぞれ6台、トラックを2台、軽トラックを3台所有しております。家族4人と常時雇用者2人で農作業を行っているとのこと。神川町では今回初めて農地中間管理事業を通じて農</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p>議長</p> <p>原口委員</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>地を借り受けます。</p> <p>39番と40番は〇〇町に拠点を構える法人で、水稻や麦のほか、露地野菜、果樹等を栽培しております。この法人も神川町では今回初めて農地中間管理事業を通じて農地を借り受けます。</p> <p>91番は〇〇市にお住まいの方で、水稻や露地野菜の栽培を行っているとのこと。農業用機械はトラクター5台、コンバイン、田植機をそれぞれ1台、管理機を9台、乾燥機を2台、トラックを3台所有しており、家族4人で農作業を行っているとのこと。神川町では今回初めて農地中間管理事業を通じて農地を借り受けます。</p> <p>115番と116番は〇〇市にお住まいの方で、露地野菜の栽培を行っているとのこと。農業用機械はトラクター、管理機、トラックをそれぞれ2台ずつ所有しており、家族2人で農作業を行っているとのこと。神川町では今回初めて農地中間管理事業を通じて農地を借り受けます。</p> <p>117番は〇〇市にお住まいの方で、水稻や麦、大豆の栽培を行っています。農業用機械はコンバインを2台、トラクター、管理機をそれぞれ3台、田植機、トラックをそれぞれ1台所有しており、家族2人で農作業を行っているとのこと。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。</p> <p>農用地利用集積計画（案）について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>117番など、期間借地7月1日から10月31日と記載があるのは何ですか。</p> <p>〇〇が裏作で11月1日から6月30日までを利用しますので、これを除いた期間の設定となっています。</p> <p>ほかにご質問はありますか。よろしいですか。無いようなので採決に移ります。</p>

会議事項	発言者	顛末
協議・報告事項	議長	<p>第4号議案について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第4号議案については異議なしと回答いたします。</p> <p>審議が終了しましたので、関根委員と須川推進委員の退席を解きます。</p> <p>〔関根委員・須川推進委員入室〕</p>
	議長	<p>第4号議案については、異議なしとすることで結審しましたので報告します。</p> <p>(なし)</p>
その他	議長	<p>以上で全ての議案審査が終了しました。慎重審議ありがとうございました。</p> <p>最後にその他になります。事務局よりお願いします。</p>
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回農業委員会総会について <p>〔省略〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用意向調査未回答者一覧について <p>〔省略〕</p>
閉会	議長	<p>以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので総会を閉会いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>

会議事項	発言者	顛末
		<p data-bbox="763 443 2107 523">上記の顛末について事実と相違ないことを証することを、神川町農業委員会会議規則第13条2項の規定により署名する。</p> <p data-bbox="1144 683 1765 719">議 長 _____ 印</p> <p data-bbox="1144 874 1765 911">署名委員 _____ 印</p> <p data-bbox="1144 1018 1765 1054">署名委員 _____ 印</p>